

法人・団体名	一般社団法人 日本知的財産協会
ふりがな	いっばんしゃだんほうじん にほんちてきざいさんきょうかい
担当者所属	一般社団法人 日本知的財産協会 事務局
担当者氏名	西尾信彦/古谷真帆
住所	〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-6-1 朝日生命大手町ビル 18 階
電話番号	03-5205-3432
ファックス番号	03-5205-3391
電子メールアドレス	nishio@jipa.or.jp/ furuya@jipa.or.jp
意見(要旨)	意見募集がされている報告書のうち、以下の報告書 3 点への意見と、その他の喫緊の課題についての提言を致します。 1 「営業秘密タスクフォース報告書」 2 「中小・ベンチャー企業及び大学支援強化タスクフォース報告書」 3 「アーカイブに関するタスクフォース報告書」
意見(全文)	別添

14 日知理第 18 号

2014 年 5 月 16 日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

一般社団法人 日本知的財産協会
理事長 竹本 一志

「知的財産推進計画 2014」の策定に向けた一般社団法人日本知的財産協会の意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当協会といたしまして、これまでの貴事務局、知的財産戦略本部の御活動につきまして敬意を表すると共に、グローバル市場での競争において、知財戦略の重要性が高まっている状況下で、更に御指導いただきますようお願い申し上げます。

貴事務局による「知的財産推進計画 2014」の御策定に関して、下記のとおり日本知的財産協会からの意見を申し述べます。当協会といたしましては、「知的財産による競争力強化専門調査会」等における御議論、御検討にあたり、積極的に支援させていただき所存でありますので、時宜に応じて、説明、意見交換の機会を設けていただければ幸甚に存じます。

敬具

記

1 別紙 1 「営業秘密タスクフォース報告書」について

当協会は、企業競争力の源泉としての営業秘密の保護に関する適切な強化を通じて、我が国の産業競争力を強化するとの観点から、I 項及び II 項に記された前提について概ね報告書と同様の認識を持ち、また、III 項における今後の取り組みの考え方や IV 項における各論点、特に（検討の方向性）に記された内容についても、報告書と同様の認識を持っています。

以下、当協会として、特に留意していただきたい事項について述べます。各施策の実施に当たって、当協会も協力させていただきたいと考えます。

(1) 営業秘密保護法制の見直しについて

営業秘密保護法制に関して、現行の不正競争防止法による保護では、実効性に乏

しいという立法事実について関係者のコンセンサスができた事項について、同法の枠組みにとらわれず、法改正等の対応を速やかに行っていただきたい。その際に、その法制度の見直しが、既存の知的財産法制との整合性の観点から弊害がないか、保護強化の施策がかえって当事者企業に訴訟追行上の負担や実務上の不利益を強いることにならないかといった視点も踏まえ、慎重な検討が望まれます。

(2) 営業秘密管理指針の改訂について

営業秘密として保護される秘密管理性の要件については、基本的に、訴訟において各事例に応じた適切な認定がされていると考えられています。特に、昨今のやや緩和された認定は合理的であると考えます。他方、営業秘密管理指針においては、『別紙1「営業秘密タスクフォース報告書」』の第3頁にも記載されているような「過度な管理を求めているとの誤解を与えかねない記述」が散見されているように考えます。企業実務における過度の負担や裁判実務への影響を勘案しつつ、企業における対応において有益な示唆となるような内容にしていくことを検討していただきたい。

(3) 経営層（社会全般）に対する営業秘密の重要性の啓蒙について

営業秘密の管理については、産業競争力の向上に資するとの観点から、企業の経営層における意識の浸透が重要であり、そのための企業全体にわたる取組みの強化のために、政府の施策や官民の連携の強化を望みます。その際には、情報を提供した企業が不利益を被らないような施策等、企業の実態に十分に配慮いただきたい。

2 別紙2「中小・ベンチャー企業及び大学支援強化タスクフォース報告書」について

当協会として、日本の産業界全体が活気をもって国内外で事業展開を推進していくことがわが国の産業競争力を強化する上で重要な課題であるとの観点から、Ⅰ項～Ⅲ項に記された背景事情、支援の方向性、論点整理について概ね同様の認識をもっています。ただし、大企業の範疇に入らず、中小企業の定義（資本金、従業員数）から外れた層（中規模層）も、同様に支援をしていただくよう重ねて要望します。その点に関しては、当協会は、関西、中国・四国・九州を中心に、中小知財会員フォローアップ会や、協議会を地域の発明推進協会と共同で開催しています。こうした会合には企画・会場準備など多くの経費・工数が必要であり官民一体で推進強化できるような支援をお願いします。企業規模ではなく、知財部の規模に応じて支援の在り方を考えるという視点については、参加者から評価する声も大きいものであります。

次に、当協会として、特に留意していただきたい事項について述べます。各施策の実施に

当たって、当協会としても今後も協力させていただきたいと考えています。

(1) 窓口のワンストップ化・裾野拡大について

ワンストップ化の重要性

海外展開の計画段階、現地調査段階、現地での展開開始段階、現地での紛争段階等、各段階で、特許だけではなく、商標、意匠、ノウハウ等をトータルの相談をできるワンストップの窓口を設置していただくことは極めて喫緊かつ実効的な施策と考えます。

特に中小企業では、質の高い技術等を有していても知財に対する意識をもっていないとしても、知財マネジメントに対して十分な費用と人材を費やすことができなかつたりすることが実情です。中小企業の経営者等の支援としては、トータルの相談ができる窓口のワンストップ化が極めて重要と考えます。

その様な支援を充実したものとするべく、これまで、当協会は、政府ほかによる知財総合支援窓口等に企業 OB の派遣ができるように支援を行ってきました。中小企業の知財支援を充実させるためには、外部専門家の諮問が必要であると同時に、企業 OB の更なる活用が重要であると考えます。企業 OB が、窓口でのアドバイスという枠を超えて、個別具体的な中小企業の知財戦略策定に関わり、案件に対して適切なアドバイスを提供できる人的ネットワークや、企業 OB が支援しやすい仕組みができあがることを要望いたします。

(2) 窓口における情報提供、情報の蓄積について

海外展開の各段階で中小企業が必要とする情報が異なっています。

そのような中で①知財にまつわる成功事例、失敗事例集、②展開先の国の知財制度、司法制度、ADR、鑑定センター等の情報、③多様なニーズに対応できる専門家の登録制度等提案されている制度は、いずれも有益なものと考えます。他方で、窓口等を利用する中小企業側からも、現地情報や実際に問題となった事例等の情報提供が得られるような双方向的なネットワークを構築することで、海外市場での日本企業の競争力強化に繋がると考えられる。海外展開に係る多くの情報や人材が政府間、省庁間で集約化されることであることを十分に配慮していただきたい。

(3) 知財啓発について

海外展開に限らず、中小企業を支える金融機関等も含めた短期的、中長期的な知財啓発の取り組みは重要であると考えます。問題が起きてからでは費用や時間が増大する傾向があり、実質的な損害回復を困難にするという指摘は経験にも一致しているところであることから、予防的な取り組みが非常に重要である点に配慮いただきたい。

何より、啓発すべきは中小企業の経営者自体であり、知財の認識を深めて、問題が起きてからでは手遅れになることを十分に理解していただく必要があります。知財の存

在によってビジネス展開がうまくいったとか不況耐力があったというような事例などを収集し紹介してゆくなど中小企業の経営者の知財の認識を深める方策を検討して展開してゆくことが大切であると考えます。また、中小企業の経営者を啓発する為には経営者と日常的或いは定期的な付き合いのある金融機関、税理士、中小企業診断士、弁理士等からの啓発が有効と考えますので、これらの方々への啓蒙活動にも一層のご配慮をお願いします。

3 別紙3「アーカイブに関するタスクフォース報告書」について

当協会としても、デジタル化・ネットワーク化の進展により、社会における著作物の利用態様がますます多様化し、いわゆるデジタルコンテンツが流通する情報の主役となりつつある時代背景の下で、情報をデジタル化し、その利活用を促進するための政策は重要だと考えており、「アーカイブ」についても、そのような政策の一環と位置付けられるものと理解しています。しかし、我が国の著作権制度には、時代の変化に対応しきれていない点も多々あり、その結果、デジタルコンテンツの流通を支えるために、情報流通の媒介やプラットフォームの構築、さらには新しい機器の開発等を行おうとする事業者を萎縮させている側面があるように思われます。

そこで、当協会として、権利者の利益や既存のコンテンツビジネスモデルに配慮しつつも、良質なデジタルコンテンツの流通基盤を整え、利活用を促進していくために、とりわけ以下のような検討をお願いしたい。各施策の実施に当たって、当協会としても協力させていただきたいと考えています。

(1) コンテンツの公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定の導入

現在の我が国の著作権法には、著作物の利用態様ごとに要件が定められた、個別的な権利制限規定が置かれています。

しかし、デジタル機器の進化やクラウド技術の普及に伴って、現在の個別的な権利制限規定ではカバーできない利用態様が今後出てくる可能性もあり、権利者に与える経済的影響が軽微である零細的利用についても、要件が限定された現在の個別的権利制限規定だけでは、必ずしもカバーできておらず、効果的なデジタルコンテンツの活用を阻害する要因となっています。

したがって、権利の保護と利用のバランスを図り、デジタルコンテンツの流通及び利活用を促進するという観点から、以前、文化審議会著作権分科会において示された方向性に沿って、「公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定」を導入することについて、今年度以降の文化審議会の場などで引き続き検討いただきたいと思います。

また、孤児著作物の利用の円滑化のため、裁定制度を使いやすいものにする（現在の制度は、著作権法の「相当な努力」という文言に照らし、利用者側に対して課される手続負担が過大なものになっていると考える。）という提案の方向性は支持できますが、そも

そも孤児著作物に関しても、権利制限の一般規定を適用するなどして利活用を促進すべき場面は存在しますので、裁定制度の手直しにとどまらない抜本的な対策を検討いただきたい。

(2) コンテンツの流通・利用を阻害しないための法整備の促進

クラウドサービス等を提供する事業者はデジタルコンテンツ流通・利用の重要な担い手となっていますが、その一方で、平成23年の「まねきTV」、「ロクラクII」最高裁判決以降、サービス提供にあたって、サービス利用者による複製等のコンテンツ利用行為がサービス提供事業者自身の行為であるとの法的評価を受け、サービス提供事業者が著作権侵害の責めを負わされるリスクが高まっており、ビジネス上の委縮効果も生じています。したがって、権利者の利益や既存のコンテンツビジネスモデルに配慮しつつも、クラウド等のサービス提供に際しての委縮効果をなくし、コンテンツの流通・利用の促進を図るという観点から、これまでの司法判断の妥当性を検証し、(物理的な)コンテンツ利用主体以外の者が、不意打ち的に侵害主体と問擬される可能性を排除できるような著作権法上の規定の改正・創設など、良質なサービスを提供する事業者が著作権侵害の責めを負わされないことがないようにするための対策について、引き続いて検討いただきたい。

4 その他の喫緊の課題について

知財戦略において、本年度意見募集がされた分野以外についても、企業においては喫緊の課題がその他に多数存在することに昨年と変わりはありません。

2013年3月22日に当協会理事長名にて御局宛提出させていただきました『「知的財産推進計画2013」及び「知的財産政策ビジョン」の策定に向けた意見』で述べさせていただいた項目を含む、以下に示すような他の項目についても、日本企業の産業競争力を強化するという観点に叶うものでありますので、迅速で積極的な対応を要望致します。

(1) 企業の海外展開を支える国際的な知財システムの構築

- ・アジア地区における広域知財制度など、国別ではなく地域別の広域知財制度実現に向けた検討と対応努力。
- ・グローバル化からくる企業の権利化対応負担(出願国数の増加)を低減するような施策の実行・継続・拡大～審査ハイウェイ拡大施策のみに留まることなく低コストで質の良い権利を多数の国に確保できるように、新たな仕組みの検討や、ハーグ協定加盟の検討、PCT制度の工夫などの積極的な検討や実施の推進。
- ・世界最速・最高品質の審査の実現。
- ・色、音の商標権などのように世界に遅れを取るのではなく、リードするような新たな知財制度の検討と整備。

- ・経済連携交渉における日本企業の競争力強化のための制度の官民一体となった検討の推進・支援。
- ・技術移転と知的財産活用に関して 2013 年 11 月に稼働した WIPO GREEN の日本企業の積極的な利用の支援。
- ・模倣品・海賊版排除対策の実効性を高めるための ACTA 加盟国拡大、ほかの施策。
- ・アフリカ、南米、アセアン諸国、中近東を含む新興国の最新知財情報・知財制度情報の提供の仕組みの構築強化。
- ・先進国のみならず新興国を含む海外知財紛争対応情報を国内企業に提供するような仕組みの構築とサポート体制整備。
- ・知財裁判の世界スタンダード化など、欧州知財統一裁判所のような地域統一裁判所創設等を将来像とするようなグローバル知財司法制度の検討推進。
- ・外国判例の研究並びに世界ベースで各国の裁判制度の透明性を確保するような知財司法制度の国際調和の活動強化。
- ・中国、他における知財関係の法改正・制度改正への国内企業団体の対応活動（情報収集、意見提出）への建議提出補助、翻訳補助、情報入手などの支援。

(2) 国際的な知財の制度間競争を勝ち抜くための基盤整備

- ・職務発明制度において発明者帰属を法人帰属に改正するような改正活動の積極的な推進の継続。
- ・差し止め請求権のあり方など特許制度健全化のための研究。
- ・中韓両国に遅れを取らず、世界をリードできるような特許庁基幹システムで、検索、翻訳、管理、権利化系審査・審判・裁判関係書類の閲覧などのためのデータベース整備や、高品質で高速な特許庁基幹システムの再構築。
- ・国家の重要研究技術に対する知財に関してグローバルな権利化費用の支援制度の整備。
- ・大学の育成と真の産学連携に向けた努力。

以上

担当・連絡先

一般社団法人 日本知的財産協会

担当 事務局長 西尾信彦 nishio@jipa.or.jp

専務理事付 古谷真帆 furuya@jipa.or.jp

〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-6-1 朝日生命大手町ビル 18階

電話: (03) 5205-3432 Fax: (03) 5205-3391